

大船渡市空家等対策の推進に関する条例

令和2年3月19日条例第4号

(目的)

第1条 この条例は、空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号。以下「法」という。)に定めるもののほか、空家等に関する対策を推進するために必要な事項を定めることにより、空家等に関する対策を総合的かつ計画的に推進し、もって良好な生活環境の保全及び安全で安心して暮らせる社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(空家等の所有者等の責務)

第3条 空家等の所有者又は管理者(以下「所有者等」という。)は、周辺的生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理に努めるものとする。

(市の責務)

第4条 市は、空家等に関する対策の実施その他の空家等に関する必要な措置を適切に講ずるよう努めるものとする。

(特定空家等の認定及び取消し)

第5条 市長は、空家等が特定空家等に該当すると思料するときは、法第9条の規定による調査を行い、当該空家等が特定空家等であると認められるときは、特定空家等として認定することができる。

2 市長は、前項の規定による認定をしようとするときは、あらかじめ、大船渡市空家等対策協議会の意見を聴くものとする。

3 市長は、第1項の規定により特定空家等として認定したときは、遅滞なく、当該特定空家等の所有者等に対し通知するものとする。

4 市長は、特定空家等の所有者等が必要な措置を講じたことにより、当該特定空家等の状態が改善され、特定空家等でないと認められるときは、当該認定を取り消すものとする。

(立入調査)

第6条 市長は、次条の規定の施行に必要な限度において、当該職員又はその委任した者に、現地に立ち入らせ、必要な調査をさせることができる。

2 市長は、前項の規定により当該職員又はその委任した者に立入調査をさせようとする

きは、当該空家等の所有者等にその旨を通知するものとする。ただし、当該所有者等に対し通知することが困難であるときは、この限りでない。

3 第1項の規定により立入調査を行う者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。

4 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(応急措置)

第7条 市長は、空家等が市民の生命、身体又は財産に損害を与え、又は与えるおそれがあると認められる場合であつて、かつ、これらの保護のために緊急に措置を行う必要があると認められるときは、その損害を予防し、又はその拡大を防ぐために必要な最小限度の措置（以下「応急措置」という。）を自ら行い、又は委任した者に行わせることができる。

2 市長は、前項の規定により応急措置を行ったときは、当該空家等の所在地及び当該応急措置の内容を当該空家等の所有者等に通知するものとする。ただし、当該通知を受けるべき所有者等又はその連絡先を確知することができないときは、その内容を公示することをもってこれに代えることができるものとし、当該公示の日から2週間を経過したときは、当該通知があつたものとみなす。

3 市長は、第1項の規定により応急措置を行ったときは、当該応急措置に係る空家等の所有者等から当該応急措置に要した費用を徴収するものとする。

(空家等対策計画)

第8条 市は、空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、法第6条第1項に規定する空家等対策計画（以下「計画」という。）を定めるものとする。

(空家等対策協議会)

第9条 法第7条第1項の規定に基づき、大船渡市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 計画の作成及び変更並びに実施に関すること。

(2) 特定空家等の認定に関し意見を述べること。

(3) その他空家等に関する対策を推進するために必要な事項

(組織)

第10条 協議会は、委員12人以内をもって組織し、市長を除く委員は、法第7条第2項に規定する者のうちから市長が委嘱する。

2 市長を除く委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(庶務)

第11条 協議会の庶務は、都市整備部において処理する。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。